

(様式1)

予備検討結果報告書

事業担当課・室 県民生活・文化課

導入検討対象事業の名称	千葉県文化会館 大規模改修事業
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	県立文化会館は、設置管理条例に基づく県民の文化芸術の振興を図るための事業の企画及び実施を行うこと等を目的とした施設である。 築 52 年で設備の老朽化が著しいため各設備の更新を行う必要がある。また新たな文化会館は、バリアフリー機能を持たせ、利用者が安全にかつ快適に過ごせるような施設とする。
(2)整備予定場所	千葉市中央区市場町 11-2
(3)施設規模	鉄筋コンクリート造 地上3階 地下3階建て 約 8,161 m ²
(4)施設稼動期間	52 年 (H30 年度末現在)
(5)県民の利用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(6)利用料金等の徴収	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(7)費用調達手段	起債 75% 一財 25%
(8)契約予定時期	平成 31 年度
(9)建設・整備期間	平成 33 年度から平成 34 年度
(10)供用開始予定時期	平成 35 年度
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	利用料金徴収施設
(2)事業規模(※2)	●●円 施設整備費(設計費+建設費)
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	
3. 予備検討結果	
(1)PFIの適性確認	<ul style="list-style-type: none">○ 設計から改修、維持管理、運営までの業務の多くを一括で民間事業者へ委託できる事業である。○ 補助金適用面で不利でなく、法制度面でも導入が可能な事業である。○ 過去の導入検討において、導入可能性がないとされていない事業である。○ 全体事業の一部の施設整備等に着手していない事業である。

	以上により PFI 適正を欠く事業ではない。
(2)定量的確認結果概要 (詳細は様式2参照)	VFM -0.9 億円 -1.2%
(3)定性的確認結果概要	<p>○ 設計については、既存施設を活用しながら必要な機能を整備していくことになり、制限が多くなるため、指定管理者のノウハウや創意工夫を活用する余地は大きくはない。</p> <p>○ 維持管理運營業務については、一括発注することはできるが、既に指定管理者制度を導入して指定管理者のノウハウや創意工夫を活用していることを考慮すると、現状と比較して、公共サービスの向上、各業務間の連携・整合性の向上及び業務効率化、利用料金収入の増加はほとんど見込まれない。</p> <p>○ 軽微な修繕等に係る個別業務発注については、現在の指定管理者制度の中で実施しており、既に迅速な対応が可能となっている。</p> <p>以上により、設計から運営までのほとんど全ての業務を一括で発注することはできるが、設計の制限がある上、既に指定管理者制度を導入しているため、定性的効果は小さい。</p>
事業担当課における検討結果	<p><その他考慮事項></p> <p>○ 文化施設単独のRO方式事例としては、「所沢市民文化センター改修事業」1件のみで、平成 30 年 6 月に契約締結しており、効果は未定である。</p> <p>○ 一般的に、改修 PFI の課題として、瑕疵が発生した際に既存箇所と改修箇所のどちらが原因か、特定が困難な場合があるためリスク分担が難しく、資金調達において金融コストが建て替えよりも上昇する恐れがある。</p> <p>○ PFI方式を導入した場合、(実施要領から業者選定、契約締結後に行う) 竣工が2年程度遅れることになるが、利用者の安全面を考慮すると早期の改修が望ましい。</p> <p><検討結果></p> <p>3. 予備検討結果等より、PFI 適性は認められるものの、定量的効果はなく、定性的効果は小さいことから、利用者の安全面から早期の改修が望ましいこと等を考慮すると、大規模改修については従来型手法による整備が、また、維持管理・運営については引き続き指定管理者制度を導入することが妥当である。</p>

※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入

※2 「施設整備費(設計費+建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入